

# 精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方に

## 福祉手当の支給を始めます

精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方に、文京区精神障害者福祉手当を支給します。

手当を受給するには申請が必要です。

### 【対象者】

文京区に住民票のある精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方

※受給にあたっては、年齢・所得・他の手当との併給・施設入所について支給制限があります。

詳しくは裏面をご参照ください。

### 【手当額】

月額 10,000 円（4 月、8 月、12 月に 4 か月分をまとめて口座に振り込みます。）

### 【申請手続き】

次のものをお持ちのうえ、予防対策課（シビックセンター 8 階）に申請してください。

- ① 申請書（予防対策課窓口にあります）
- ② 精神障害者保健福祉手帳
- ③ 預金通帳（ご本人名義のもので振込先口座がわかるもの）
- ④ 印鑑

\* 課税証明書の提出が必要な場合があります。

\* 支給は原則、申請月からの支給になります。



【問合せ先】〒112-8555 文京区春日 1-16-21

文京保健所 予防対策課 精神保健係（シビックセンター 8 階）

電話 03-5803-1230 FAX 03-5803-1355

裏面あり

## 対象者について

文京区に住民票のある精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方

※次の方は対象となりません。

- 精神障害者保健福祉手帳 1 級を取得した時点の年齢が 65 歳以上の方
- 児童育成手当の障害手当を受給している方
- 文京区心身障害者等福祉手当を受給している方
- 施設に入所している方

(特別養護老人ホームなどに入所している方は支給対象となりません。病院に入院中の方、障害福祉サービスのグループホーム入居中の方は支給対象です。詳しくはお問い合わせください。)

- 所得が限度額を超える方 (※)

所得は申請者本人の所得。ただし、受給者が 20 歳未満の場合は扶養義務者等の所得です。

※ 所得限度額表

扶養人数	所得額
0 人	3,604,000 円
1 人	3,984,000 円
2 人目以降加算額	扶養 1 人につき 38 万円を加算

## 手帳の有効期限について

この手当は、有効期限内の精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちであることが支給の条件になります。そのため、2 年間の有効期限が切れた場合、手当が支給されません。

手帳の有効期限が近づいた際には、手帳が更新されているか確認させていただく場合がありますので、ご承知おきください。

## 申請に関するご注意

- 不足書類等があった場合は、認定・支払いが遅れる場合がございますのでご注意ください。
- 申請先は、**予防対策課のみ**となります。保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所ではできませんので、ご注意ください。